

社 発 第 100 号
平成20年12月29日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

中 部 証 券 金 融 株 式 会 社
取締役社長 湯 本 崇 雄

「貸借取引貸出し規程」等の一部改定について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、上場株式等の振替制度（株券電子化）が平成21年1月5日より開始されることに伴い、当社は「貸借取引貸出し規程」の一部改定及びその他所要の改定を下記のとおり実施いたしますので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

1. 対象規程

- 貸借取引貸出し規程 …… 別紙1
- 貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領 …… 別紙2
- 貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領 …… 別紙3

2. 主な改定内容

上記(1)の貸借取引関連諸規程につき、「引渡し」を「払出」等と、「実質株主の通知」を「総株主通知」に改めるなど、社債、株式等の振替に関する法律の規定に沿った用語の整備及び株式等振替制度における総株主通知への対応など所要の改定を行います。

3. 実施日 平成21年1月5日

以 上

「貸借取引貸出し規程」一部改定新旧対照表

平成21年 1月 5日一部改定実施

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>第 1 条 ~ 第15条 (現行どおり)</p> <p>(金銭および株券等の授受)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2. 前項の場合において、当社は、同一貸借取引参加者との間で、同一日に同一の株券等の銘柄に関し当社の払出と当社の受領にかかる取引が存する場合は、当該株券等の銘柄にかかる金銭または株券等の受渡金額または受渡株数を差引計算したうえでその差引額または差引株数のみを授受することができるものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>第17条 ~ 第18条 (現行どおり)</p> <p>(融資担保株券等および貸株等代り金)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、前項の規定により差し入れられた融資担保株券等を任意に貸出し、もしくは担保に差し入れ、または当該株券の株式もしくは当該受益証券の証券投資信託に付随する権利を行使することができるものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. 第 2 項の規定により行使する権利の処理等に要する費用は貸借取引参加者の負担とし、その料率は別に定める。</p>	<p>第 1 条 ~ 第15条 (省 略)</p> <p>(金銭および株券等の授受)</p> <p>第16条 (省 略)</p> <p>2. 前項の場合において、当社は、同一貸借取引参加者との間で、同一日に同一の株券等の銘柄に関し当社の引渡しと当社の受領にかかる取引が存する場合は、当該株券等の銘柄にかかる金銭または株券等の受渡金額または受渡株数を差引計算したうえでその差引額または差引株数のみを授受することができるものとする。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>第17条 ~ 第18条 (省 略)</p> <p>(融資担保株券等および貸株等代り金)</p> <p>第19条 (省 略)</p> <p>2. 当社は、前項の規定により差し入れられた融資担保株券等を任意に貸出し、もしくは担保に差し入れ、または当該株券の株式もしくは当該受益証券の証券投資信託に付随する権利を行使し、<u>もしくは必要に応じ当社名義に書き換えもしくは登録</u>することができるものとする。</p> <p>3. (省 略)</p> <p>4. 第 2 項の規定により行使する権利の処理<u>および名義書換</u>等に要する費用は貸借取引参加者の負担とし、その料率は別に定める。</p>

改 定 後	現 行
<p>(権利の授受)</p> <p>第20条 当社は、融資担保株券等および貸出し株券等の株式に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等または証券投資信託の収益分配金その他に関する権利については、当該株式を発行した会社が、当該権利の帰属する株主を定めるために決定する基準日または当該証券投資信託の収益分配金等を受ける者を確定するための基準日において、金銭の貸出しを受けている貸借取引参加者には当該権利を<u>移転</u>し、株券等の貸出しを受けている貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>第21条～第21条の2 (現行どおり)</p> <p>(担保の処分等)</p> <p>第22条 当社は、貸借取引参加者がこの規程による債務を履行しないときは、通知または催告をしないで、この規程の定めるところにより当該貸借取引参加者が差し入れた金銭および有価証券または当該貸借取引参加者に対して<u>払出す</u>ことを予定していた金銭および有価証券(第14条第4項により清算機関に通知を行ったものを除く。)を、当該貸借取引参加者に<u>払出す</u>ことなく、当該貸借取引参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。この場合、有価証券については、換価処分してその代金を当該債務の弁済に充当し、または代物弁済として時価相当額で当該債務に充当することができる。</p> <p>2.～3. (現行どおり)</p>	<p>(権利の授受)</p> <p>第20条 当社は、融資担保株券等および貸出し株券等の株式に付随する剰余金の配当もしくは株式分割等による株式を受ける権利等または証券投資信託の収益分配金その他に関する権利については、当該株式を発行した会社が、当該権利の帰属する株主を定めるために決定する基準日または当該証券投資信託の収益分配金等を受ける者を確定するための基準日において、金銭の貸出しを受けている貸借取引参加者には当該権利を<u>引き渡し</u>し、株券等の貸出しを受けている貸借取引参加者にはこれを提供させるものとする。ただし、当該権利の授受に代え、取引所と協議のうえ、別に定めるところにより当該権利の処理を行うことができる。</p> <p>第21条～第21条の2 (省 略)</p> <p>(担保の処分等)</p> <p>第22条 当社は、貸借取引参加者がこの規程による債務を履行しないときは、通知または催告をしないで、この規程の定めるところにより当該貸借取引参加者が差し入れた金銭および有価証券または当該貸借取引参加者に対して<u>引き渡す</u>ことを予定していた金銭および有価証券(第14条第4項により清算機関に通知を行ったものを除く。)を、当該貸借取引参加者に<u>引き渡す</u>ことなく、当該貸借取引参加者の当社に対する債務の弁済に充当することができる。この場合、有価証券については、換価処分してその代金を当該債務の弁済に充当し、または代物弁済として時価相当額で当該債務に充当することができる。</p> <p>2.～3. (省 略)</p>

改 定 後	現 行
<p>(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金)</p> <p>第23条</p> <p>1. ~ 6. (現行どおり)</p> <p>7. 当社は、貸借取引参加者がこの規程に定める債務を履行しなかった場合には、当社が受領するはずであった元本金額または株券等の価額に対し、別に定める割合による遅延損害金を、当該履行期日の翌日から弁済の日まで徴収するものとする。</p> <p>第24条 ~ 第25条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この改定規程は平成21年1月5日から実施する。</u></p>	<p>(金利、貸株料、品貸料および遅延損害金)</p> <p>第23条</p> <p>1. ~ 6. (省 略)</p> <p>7. 当社は、貸借取引参加者がこの規程に定める債務を履行しなかった場合には、当社が受領するはずであった元本金額または<u>引渡しを受けるはずであった株券等の価額</u>に対し、別に定める割合による遅延損害金を、当該履行期日の翌日から弁済の日まで徴収するものとする。</p> <p>第24条 ~ 第25条 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

「貸借取引に付随する剰余金の配当及び株式分割等による株式を受ける権利等の処理要領」
一部改定新旧対照表

平成21年1月5日一部改定実施

(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>第1 配当等の処理 (配当等)</p> <p>1. 貸借取引の融資担保株券及び貸付株券の株式に付随する配当等は、配当等付最終売買日を申込日とする貸借取引において、金銭の貸付を受けている貸借取引参加者(以下「融資貸借取引参加者」という。)には、その銘柄の1株当たりの配当等相当額(所定の配当所得等に対する源泉徴収税額を差し引いた額)にその貸借取引参加者の融資担保株券の株数を乗じた額の金銭を<u>払出し</u>、また株券の貸付を受けている貸借取引参加者(以下「貸株貸借取引参加者」という。)からは、その銘柄の1株当たりの配当等相当額にその貸借取引参加者の貸付株券の株数を乗じた額の金銭を提供させること によって処理するものとする。</p> <p>第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理</p> <p>貸借取引融資担保株券及び貸付株券にかかる株式に付随する株式分割等による株式を受ける権利(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利、募集株式の割当てを受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)及び新株予約権の割当てを受ける権利(募集新株予約権の割当てを受ける権利及び新株予約権無償割当てによる新株予約権を受ける権利をいう。)の処理については、次のとおり行うものとする。</p>	<p>第1 配当等の処理 (配当等)</p> <p>1. 貸借取引の融資担保株券及び貸付株券の株式に付随する配当等は、配当等付最終売買日を申込日とする貸借取引において、金銭の貸付を受けている貸借取引参加者(以下「融資貸借取引参加者」という。)には、その銘柄の1株当たりの配当等相当額(所定の配当所得等に対する源泉徴収税額を差し引いた額)にその貸借取引参加者の融資担保株券の株数を乗じた額の金銭を<u>引き渡し</u>、また株券の貸付を受けている貸借取引参加者(以下「貸株貸借取引参加者」という。)からは、その銘柄の1株当たりの配当等相当額にその貸借取引参加者の貸付株券の株数を乗じた額の金銭を提供させること によって処理するものとする。</p> <p>第2 株式分割等による株式を受ける権利等の処理</p> <p>貸借取引融資担保株券及び貸付株券にかかる株式に付随する株式分割等による株式を受ける権利(株式分割による株式を受ける権利、株式無償割当てによる株式を受ける権利、募集株式の割当てを受ける権利及び会社分割による株式を受ける権利をいう。)及び新株予約権の割当てを受ける権利(募集新株予約権の割当てを受ける権利及び新株予約権無償割当てによる新株予約権を受ける権利をいう。)の処理については、次のとおり行うものとする。</p>

改 定 後	現 行
<p>(権利の授受)</p> <p>1. 株式分割等による株式を受ける権利を付与された貸借取引を行うことができる銘柄の株券(以下「旧株券」という。)を担保として当社から融資を受けている貸借取引参加者が、その新株式(新たに付与される既発行の株式を含む。以下同じ。)の引受け又は株式を受ける権利の行使(以下いずれも「引受等」という。)を希望する場合は、当社の差引融資残高株数に割り当てられる新株式の株数を限度として、その新株式を<u>払出す</u>ことによって、また新株式の引受等を希望しない融資貸借取引参加者(以下「権利放棄貸借取引参加者」という。)及び貸株貸借取引参加者に対しては、当社が定める株式分割等による株式を受ける権利等の価額(以下「権利処理価額」という。)により算出した額の金銭を授受することによって処理するものとする。</p> <p>2. ~ 8. (現行どおり)</p> <p>(新株式の処理)</p> <p>9. 引受等の申込みを行った貸借取引参加者は権利処理価額に割り当てられた株数を乗じて得た額の代金を、売入札において落札した貸借取引参加者は落札代金を、その銘柄の割当日(権利落売買日から起算して4日目の日)に当社に支払い、当社から当社が発行する「権利預り証」を受領するものとする。ただし、単位未満株式にかかる権利については、株券の<u>振替</u>に代え金銭により処理することができる。</p>	<p>(権利の授受)</p> <p>1. 株式分割等による株式を受ける権利を付与された貸借取引を行うことができる銘柄の株券(以下「旧株券」という。)を担保として当社から融資を受けている貸借取引参加者が、その新株式(新たに付与される既発行の株式を含む。以下同じ。)の引受け又は株式を受ける権利の行使(以下いずれも「引受等」という。)を希望する場合は、当社の差引融資残高株数に割り当てられる新株式の株数を限度として、その新株式を<u>引き渡す</u>ことによって、また新株式の引受等を希望しない融資貸借取引参加者(以下「権利放棄貸借取引参加者」という。)及び貸株貸借取引参加者に対しては、当社が定める株式分割等による株式を受ける権利等の価額(以下「権利処理価額」という。)により算出した額の金銭を授受することによって処理するものとする。</p> <p>2. ~ 8. (省 略)</p> <p>(新株式の処理)</p> <p>9. 引受等の申込みを行った貸借取引参加者は権利処理価額に割り当てられた株数を乗じて得た額の代金を、売入札において落札した貸借取引参加者は落札代金を、その銘柄の割当日(権利落売買日から起算して4日目の日)に当社に支払い、当社から当社が発行する「権利預り証」を受領するものとする。ただし、単位未満株式にかかる権利については、株券の<u>引き渡し</u>に代え金銭により処理することができる。</p>

改 定 後	現 行
<p>(貸株超過の場合の処理)</p> <p>10. 権利付売買最終日を申込日とする貸借取引において、その銘柄が貸株超過の場合は、次のとおり処理する。</p> <p>(1) その貸株超過株数にかかる新株式について、買入札を行うものとし、これによって買い入れた新株式をその株券の借入れ先に<u>払出す</u>ものとする。この場合の買入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。入札により処理されなかった単位未満株式については、当該新株式の代金相当額を借入れ先に交付する。</p> <p>(2) 買入札に係る権利処理価額は、落札平均価格（単位未満株式の代金相当額を含む。）に新株割当率を乗じ算出した価格（銭位未満4捨5入）とする。</p> <p>(3) その他の貸株超過の場合の処理は、前各項に準ずるものとする。</p> <p>11. ~ 19. (現行どおり)</p> <p>(別表) 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1. ~ 3. (現行どおり)</p>	<p>(貸株超過の場合の処理)</p> <p>10. 権利付売買最終日を申込日とする貸借取引において、その銘柄が貸株超過の場合は、次のとおり処理する。</p> <p>(1) その貸株超過株数にかかる新株式について、買入札を行うものとし、これによって買い入れた新株式をその株券の借入れ先に<u>引き渡す</u>ものとする。この場合の買入札については、各貸借取引参加者はいずれの取引区分にかかる申込みであるかを明示のうえ行うものとする。入札により処理されなかった単位未満株式については、当該新株式の代金相当額を借入れ先に交付する。</p> <p>(2) 買入札に係る権利処理価額は、落札平均価格（単位未満株式の代金相当額を含む。）に新株割当率を乗じ算出した価格（銭位未満4捨5入）とする。</p> <p>(3) その他の貸株超過の場合の処理は、前各項に準ずるものとする。</p> <p>11. ~ 19. (省 略)</p> <p>(別表) 権利処理価額算出に関する表</p> <p>1. ~ 3. (省 略)</p>

「貸借取引融資担保株券または受益証券に付随する権利の行使等に関する取扱要領」
一部改定新旧対照表

平成21年 1月 5日一部改定実施
(下線部分は改定箇所)

改 定 後	現 行
<p>1. <u>当社は、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が株式等振替制度における総株主通知または総受益者通知にかかる株主等を確定する日において、融資担保株券等にかかる株式に付随する権利を行使するため、必要な処理を行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>2. 第1項の<u>処理のため</u>に要する費用は、「<u>権利処理等手数料</u>」として、<u>銘柄毎の総株主通知にかかる株主等を確定する日</u>に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株数または口数に応じて負担するものとし、その料率は次のとおりとする。</p>	<p>1. <u>当社は、融資担保株券に付随する権利を行使するため、当該株券について法令および株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が定めるところにより当社を実質株主として報告するものとする。</u></p> <p><u>また、融資担保受益証券（日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券。以下同じ。）に付随する収益分配金その他の権利を行使するため、当該受益証券を法令および保振機構が定めるところにより当社名義に登録するものとする。</u></p> <p>2. <u>融資担保株券にかかる事業年度を1年とする会社が発行する株券については、前項の定めによるほか、法令および保振機構の定めるところにより当社を当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日（会社が会社法第454条第5項に規定する中間配当にかかる基準日を定めたときを除く。以下同じ。）の実質株主として報告するものとする。</u></p> <p>3. <u>第1項の規定により行使する権利の処理および前項の規定に基づく実質株主報告に要する費用は、「権利処理等手数料」として、当該銘柄の基準日または事業年度を1年とする会社について当該事業年度の開始の日から起算して6か月を経過した日</u>に融資を受けている貸借取引参加者が、その融資担保株数または口数に応じて負担するものとし、その料率は次のとおりとする。</p>

改 定 後	現 行
<p>(1)融資担保株券の場合 1株につき5銭</p> <p>(2)融資担保受益証券の場合 1口につき5銭</p> <p>上記(1)および(2)の料率については、金融商品取引所が定める売買単位が1,000株又は1,000口以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</p> <p>3 . 前項の規定にかかわらず、平成13年10月1日以降に行われた株式の分割、<u>株式無償割当て</u>、<u>株式の併合</u>または<u>単元株式数の変更</u>（金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の証券取引法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された分割比率（<u>株式の分割において、分割後の発行済株式の総数を分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u>）<u>割当比率（株式無償割当てにおいて、割当て後の発行済株式の総数を割当て前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u>）<u>併合比率（株式の併合において、併合後の発行済株式の総数を併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。</u>）または<u>単元株式数の変更比率（単元株式数の変更において、変更前の単元株式数を変更後の単元株式数で除して得た数をいう。</u>）をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」という。）が10以上となった株券にかかる権利処理等手数料の料率は、前項に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>(1)融資担保株券の場合 1株につき5銭</p> <p>(2)融資担保受益証券の場合 1口につき5銭</p> <p>上記(1)および(2)の料率については、金融商品取引所が定める売買単位が1,000株又は1,000口以外の場合には、料率に1,000を乗じた額を当該売買単位で除して得た額とする。</p> <p>4 . 前項の規定にかかわらず、平成13年10月1日以降に行われた株式の分割<u>もしくは併合</u>または<u>単元株式数の変更</u>（金融商品取引所に上場（日本証券業協会が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）による改正前の証券取引法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場を閉鎖した日前における同協会への登録を含む。）される前に行われたものを除く。）について、それぞれ行われる都度算出された<u>当該</u>分割比率（<u>当該株式の</u>分割後の発行済株式の総数を<u>当該</u>分割前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）<u>もしくは当該併合比率（当該株式の併合後の発行済株式の総数を当該併合前の発行済株式の総数で除して得た数をいう。）</u>または<u>当該</u>単元株式数の変更比率（単元株式数の変更前の単元株式数を<u>当該</u>変更後の単元株式数で除して得た数をいう。）をそれぞれ乗じて得た数（以下「分割等による調整率」という。）が10以上となった株券にかかる権利処理等手数料の料率は、前項に定める料率に、10を分割等による調整率で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>